

千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正理由

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化に向けた取組」、「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を行うことが決定されており、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録関連の手続のオンライン化が求められています。

新規登録については、全国統一システム「建築士事務所登録受付システム」によりオンライン化されたところですが、更新登録、変更届、廃業届においても令和6年4月1日から運用を開始する予定であることから、千葉県建築士法施行細則（昭和26年千葉県規則第2号）の一部を改正します。

2 改正内容

変更届及び廃業届について、オンライン化に対応するため、現状、書類で提出することとされている届出をオンライン上でも行うことができるよう規定を改めるほか、これに伴う様式などに関する規定その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日（予定）

令和6年4月1日とします。